

船員の最低賃金

内航鋼船運航業及び木船運航業

平成30年3月31日現在

区分		決定者	
		国土交通大臣	
		北陸信越運輸局長	
諮問年月日		平成29年7月14日	平成29年8月7日
答申年月日		平成29年10月26日	平成29年12月20日
決定公示年月日		平成29年12月8日	平成30年2月19日
効力発生年月日		平成30年1月7日	平成30年3月21日
適用する地域		全 国	
適用する船員		沿海100トン以上の鋼船の乗組員	①沿海100トン未満の鋼船の乗組員 ②平水の鋼船の乗組員 ③木船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	職員A	247,150	247,150
	職員B	230,700	230,700
	部員A	188,550	188,550
	部員B	179,250	179,250

(注)1. 職員Aは職員B以外の船員、職員Bは特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員Bは平成8年度に新設)

(注)2. 部員Aは経験3年以上、部員Bは経験3年未満

海上旅客運送業

区分		決定者	
		国土交通大臣	
		北陸信越運輸局長	
諮問年月日		平成29年7月14日	平成29年8月7日
答申年月日		平成29年10月26日	平成29年12月20日
決定公示年月日		平成29年12月8日	平成30年2月19日
効力発生年月日		平成30年1月7日	平成30年3月21日
適用する地域		全 国	
適用する船員		①遠洋・近海区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船を除く。)	①平水区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員 ③沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船に限る。)
最低賃金額 (月額、円)	職員	244,050	242,350
	部員	182,600	176,300

漁業(遠洋まぐろ漁業及び大型いかつり漁業)

区分		決定者	
		国土交通大臣	
漁種		遠洋まぐろ漁業	大型いかつり漁業
諮問年月日		平成26年7月2日	平成26年7月2日
答申年月日		平成26年10月9日	平成26年10月9日
決定公示年月日		平成26年11月20日	平成26年11月20日
効力発生年月日		平成26年12月20日	平成26年12月20日
適用する地域		全 国	
適用する船員		遠洋まぐろ漁業のうち、うきはえなわを使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁船の乗組員	総トン数200トン以上の動力漁船により、つりによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	199,300	203,300

漁業(沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業)

区分		決定者	
		北陸信越運輸局長	
漁種		沖合底びき網漁業	大中型まき網漁業
諮問年月日		平成29年8月7日	平成29年8月7日
答申年月日		平成29年12月20日	平成29年12月20日
決定公示年月日		平成30年2月19日	平成30年2月19日
効力発生年月日		平成30年3月21日	平成30年3月21日
適用する地域		北陸信越運輸局管内	
適用する船員		沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	199,700	199,700

※ 北陸信越運輸局 海事部